

(平成25年2月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を平成元年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年2月28日から同年3月1日まで

私は、昭和63年3月にA社に入社し、平成2年4月に退職するまでの期間、同社の派遣社員として派遣先でC職の仕事をしたが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録及びB社の事務担当者の供述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（平成元年3月1日に同社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成元年1月の社会保険事務所(当時)の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したはずであるとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無く、事業主が資格喪失日を平成元年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月28日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を平成元年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年2月28日から同年3月1日まで

私は、昭和63年10月にA社に入社し、平成元年12月に退職するまでの期間、同社の派遣社員として継続して勤務したが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているので、調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間当時の派遣先であるC社から提出のあった申立人の年金記録確認に係る資料提供についての回答及びB社の事務担当者の供述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（平成元年3月1日に同社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成元年1月の社会保険事務所(当時)の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したはずであるとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無く、事業主が資格喪失日を平成元年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月28日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、そ

の後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。) 、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年8月13日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月21日から同年8月13日まで

私は、A社に昭和38年3月に入社し、平成11年7月に退職するまで勤務したが、B社の出店準備のため、C県に異動した際の昭和43年5月21日から同年8月13日までの期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B社における複数の元同僚の供述及び申立人に係る雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和43年8月13日に同社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和38年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月10日から同年12月1日まで

私の夫は、A社及びB社に勤務したが、昭和38年4月10日から同年12月1日までの間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

この間も、A社又はB社に勤務しており、給与から厚生年金保険料が継続して控除されていたと思うので、被保険者記録を回復してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言から、申立人は、A社及びB社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様に、申立期間内にA社からB社に転勤した複数の元同僚は、この転勤について、勤務場所は変わったものの、雇用条件及び給与形態に変化は無く、給与は親会社であるA社から支払われており、厚生年金保険料も控除されていた旨証言している。

さらに、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和38年12月1日であるところ、元同僚の年金記録から、同社が厚生年金保険の適用事業所となる前は、A社において厚生年金保険に加入させる取扱いであったと認められる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた

ものと認められ、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和38年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散している上、事業主も死亡していることから確認できないが、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び資格喪失届の届出などのいずれの機会においても、社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が昭和38年4月10日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月から同年11月までの期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和36年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月31日から同年6月1日まで

A社C工場に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の総務担当者の回答から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和36年6月1日に同社C工場から同社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和36年4月の社会保険出張所（当時）の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間当時の資料が無く不明としているものの、事業主が資格喪失日を昭和36年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険出張所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険出張所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険出張所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年8月3日から25年6月15日まで

A社の事業主による勤務に係る証明書のとおり、私は、同社に勤務していたにもかかわらず厚生年金保険被保険者記録が無い。

年金事務所の調査では、同社は厚生年金保険の適用事業所でないとの回答を得たが、信じ難いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された勤務に係る証明書によると、申立人は、昭和23年8月3日から25年6月15日までの期間について、A社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録及び事業所名簿検索システムにおいて、B県内にA社と同一名称の厚生年金保険の適用事業所が5事業所確認できるものの、いずれの事業所も、申立人が記憶している所在地とは異なる上、申立期間において、同社が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、上記証明書に記載されたA社の所在地を管轄する法務局において、本店が同一市内に所在し、商号が同一の商業登記が4件確認できるものの、いずれの会社も、申立期間後の設立であり、申立人が記憶する所在地及び役員の氏名とは異なる上、申立人が記憶する事業主及び元同僚の氏名をオンライン記録で検索したが、生年月日や氏名の一部が不明であり、当該事業主等を特定できないことなどから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況に関する証言が得られない。

一方、C組合は、「A社は、同組合に加入していたD社と関連がある。」と回答しているところ、同社に係る商業登記簿によると、同社は昭和36年5月

*日に設立され、設立時の代表取締役は、申立人が記憶する事業主と同姓同名である者の親族であることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、D社は昭和37年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる上、同社は既に解散しており、唯一、所在が確認できた同社の元役員は、「申立期間当時のことについては不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。